

總務部長

總務部員

法律部 第二 第二 七

昭和二十一年二月一日

法世保地方復員局 法務部長

法世保地方復員局總務部長殿

各縣使用施設調査ノ件回答

五月十四日附法復第一二四號ノ來照首題ノ件ニ付シテ各別紙ニ

返回答致シ置キ處更ニ借用施設ニ付提出方要求アリタリニヨ

リ別紙作成及回答ナ

返シ復員刑務所ハ本年三月三日迄ノ見込ヲ以テ司法省へ引渡済

施設内ニテ執務中ニ付關係ナキモノト思料セリテ有畧致シキ

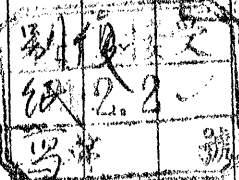
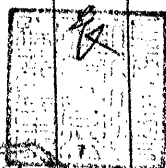
(各別紙係)

送付

特一

内一

(終)



(編四七)

0767

海軍



民法第三二号ノ四

昭和二十一年一月十六日

法務部地方復員局法務部長

法務部地方復員局法務部長殿

各社使用施設調査ノ件回答

本月十日付民法第三二号ノ四第一号ニ答へ、首題施設ニ関シテハ左記ノ通

ニシテ本部ニ於テハ關係施設使用申シ、無シ也。

記

一、復員地方裁判所ハ旧法務部管轄ノ司法會議施設ヲ聯合軍ニ接收

セリ、現在法務部市橋事務所在日米海軍接濟所接濟所長以

部法務部長出張事務ヲ代行中ナリ

二、復員刑務所ハ旧海軍刑務所施設ヲ司法省ニ引渡シ、其一部

ヲ場用執務中ナリ

申
部
不
取

海
軍

(編
四
納)

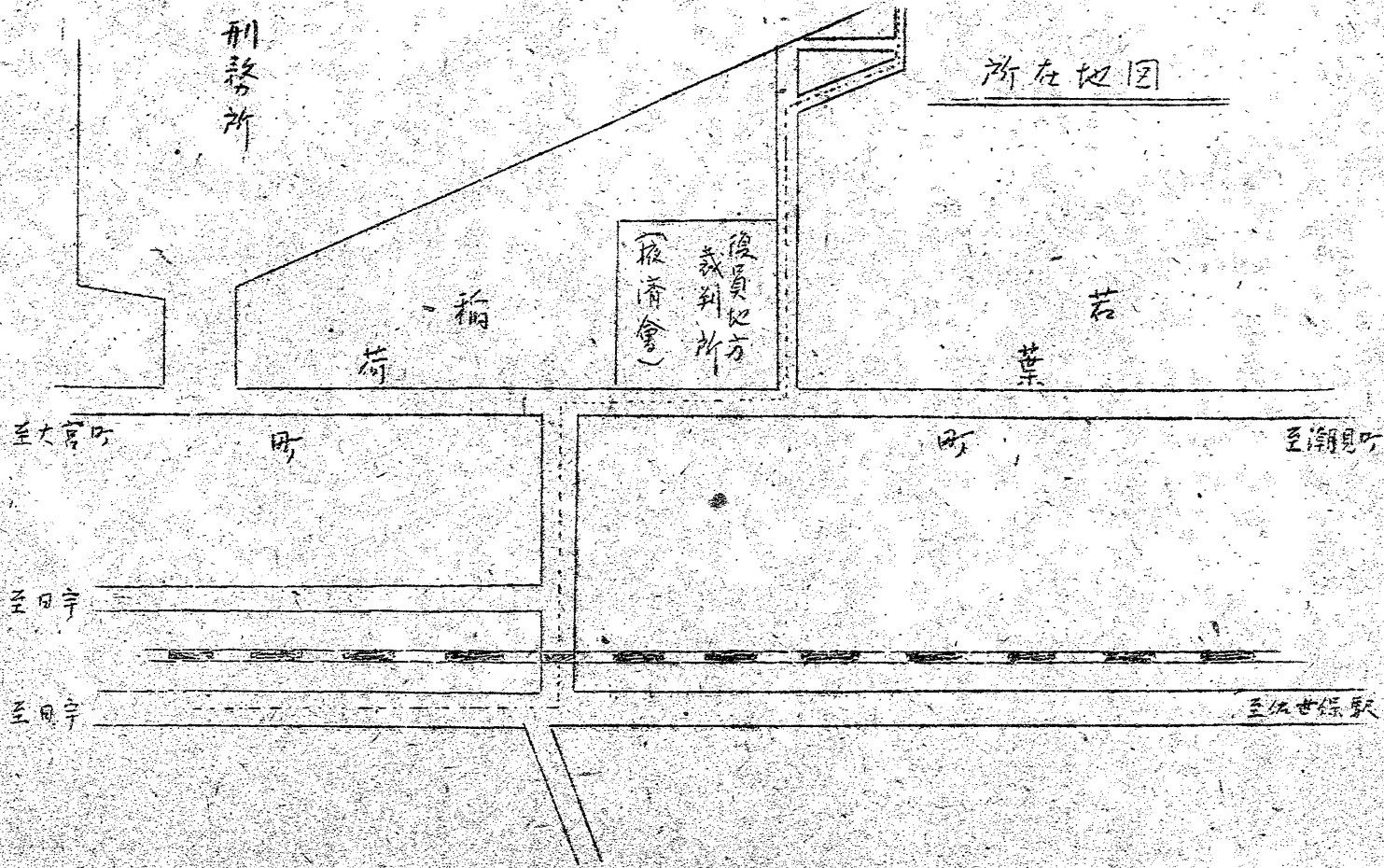
0768

佐世保第二復興地地方裁判所

終戦前 ^レ の使 用施設名	所 在	現在 ^ニ 於 ^テ 用途	土地面積(平米)棟数 建坪(平米)構造	使用終了 見込年月日	記 事
(現在共) 日本海豊後清 援護会長崎 縣支那佐世保 出張所	佐世保市 稲原町 海軍用地 (地図添付)	施設中 一部 倉庫事務所 其他 援護会 事務所 倉庫	土地面積 四八八平米 棟数 一棟 建坪 一六三.五 平米 構造 木造瓦葺 二階建 (土地及建坪同面 添付)	昭和二十一年 三月三十一日	借用個所 別紙図面斜 線部分

0769

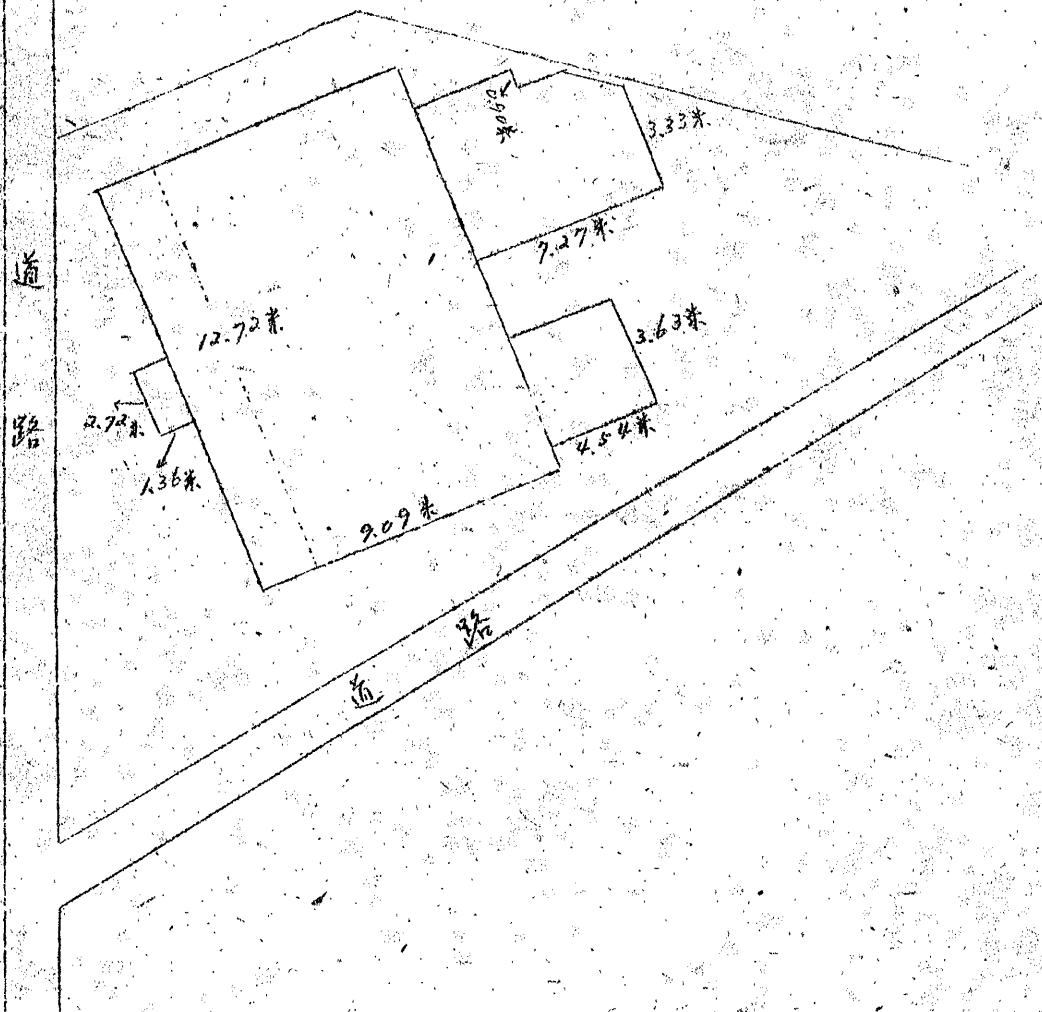
0770



土地及建坪図面

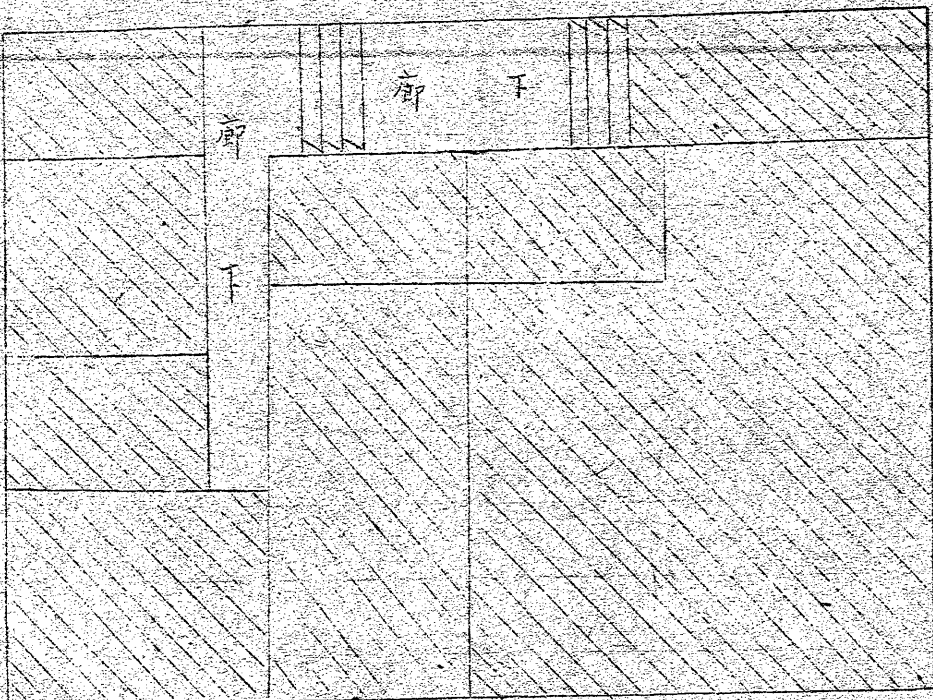
土地面積 488平方丈

建坪 163.5平方丈



0771

階上

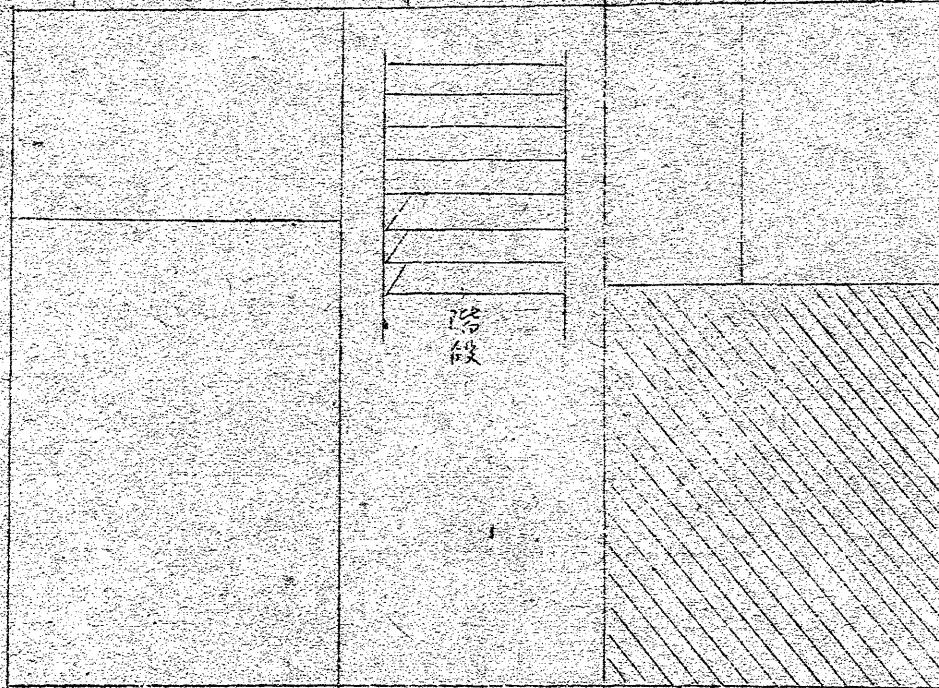


階上
廊
下
斜線部分

0772

0773

階
下



玄
関

終

佐港第 三 號 / 三

使用施設調査

佐世保地方復員局港務部

終戦前ニ於テル 使用施設名	所	現在於テル用途	土地面積(平米) 棟数	使用終了見込 年月日	記事
	佐世保市日字町 大貸付 (畧圖添付)	船艇附具器 材製作修理 改造等	皆地 三四三八平米 棟数 三棟 木造平家建	米側ニ於テ本側作 業員ヲ面セサルニ至 リシ場合	
日字工作工場		金工場 一五八六八平米 鑄物工場 七六二三平米			

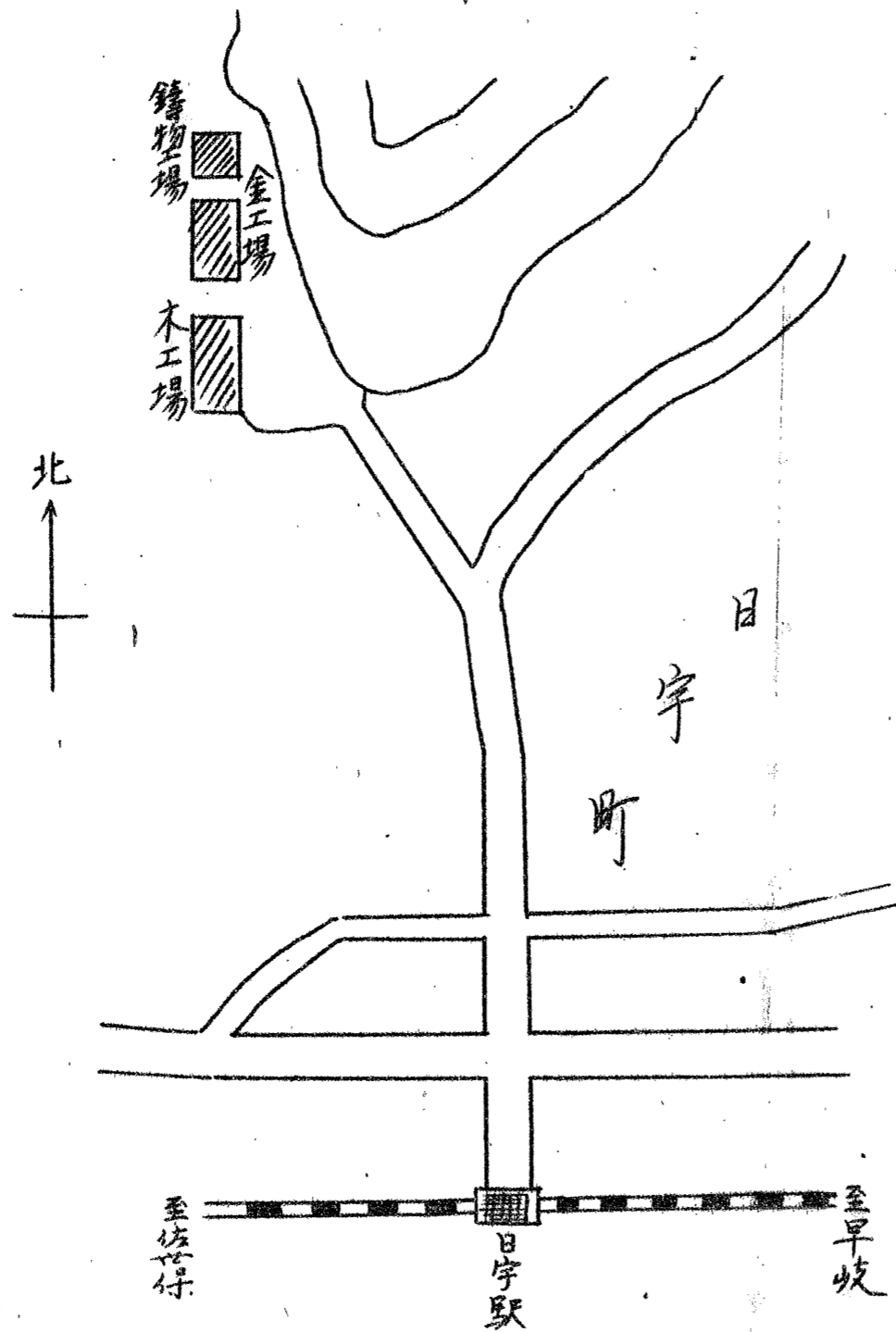
申請ス

(終)

(福四納)

海軍

0774



日字工場位置圖

0775

佐港第三號、四

昭和二十一年二月一日

佐世保地方復員局港務部長



長崎縣知事殿

施設及工作機械並貨物自動車使用

件申請

一、施設及工作機械

佐世保市日字工作工場

(別紙調書第一通)

一、貨物自動車

一台

(別紙調書第二通)

當港務部、昨年十二月七日、シニット司令部於ケル協定

ニ基キ米港務部長監督、下ニ旧港務部船艇器材ヲ使用シ

日本及米側、港務ヲ遂行中ニ有之、首題ニ関シテハ之ガ任

務中是非共必要ニ付引續キ使用方御許可相成度比段及申請

候也

(別紙第一號ニ附圖添)

海

(終)

(編四納)

0776

別紙第一

使用施設及工作機械調査書

佐世保地方復興員二回講習部

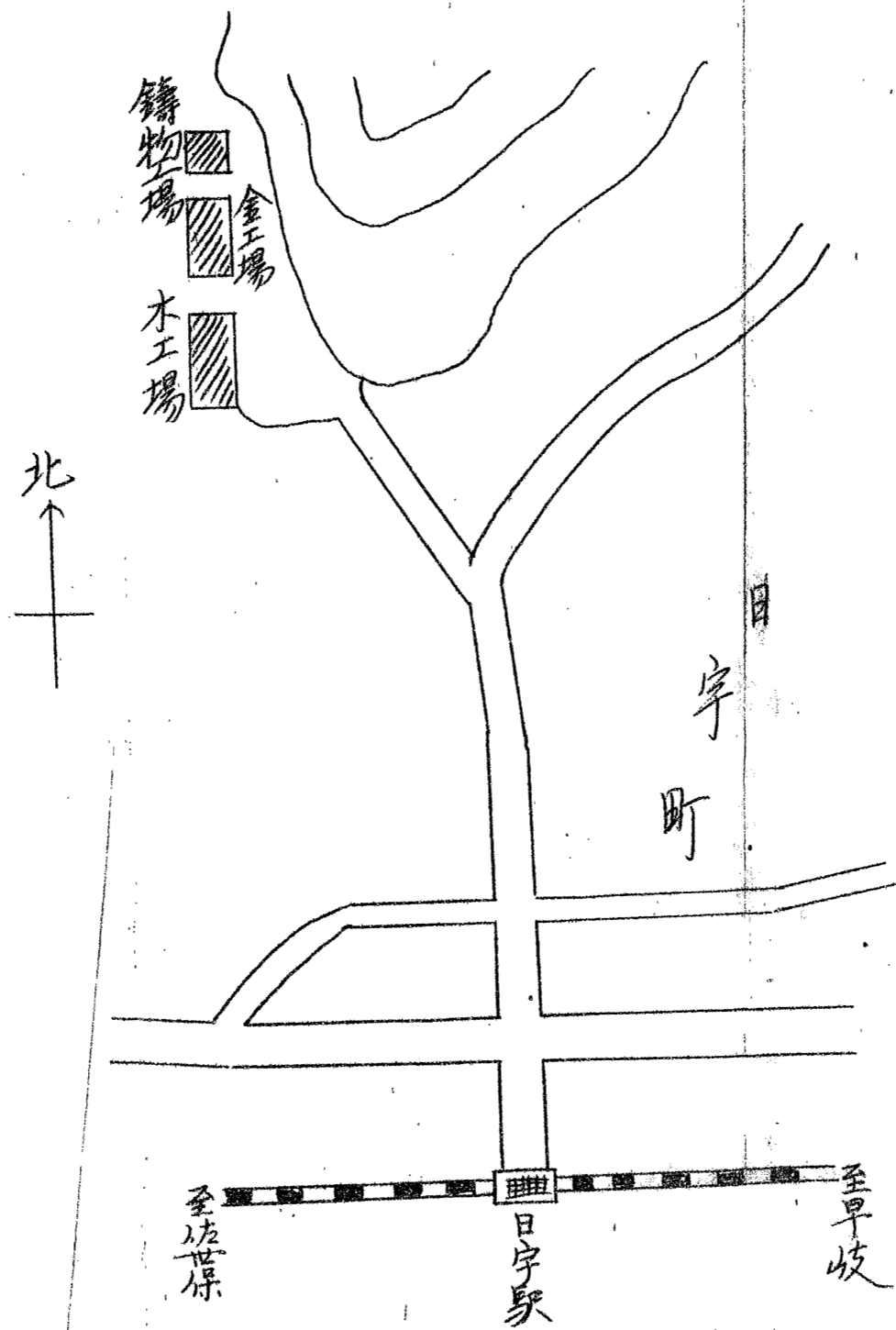
終戦前於此 使用施設名	所	在	現在於此用途	土地面積(平米)	使用終了見込 年月日	記事
日字工作工場	佐世保市日字町 大貸付	船艇附具器 材、製作、修理 改造等	備地三四八平米 棟数三棟 木造平房建	米側三於テ 日本側作業員 ヲ西セカニ至 リシ場合	武裝運 納目録 記載済	
丸鋸機械(電動機共)	木工場	木工旋盤(電動機共)	木工場 一九八三平米			
帶鋸機械(電動機共)	木工場	木工旋盤(電動機共)	木工場 一五八六平米			
鉋機械(電動機共)	木工場	木工旋盤(電動機共)	木工場 六六二平米			
手押鉋機械(電動機共)	木工場	木工旋盤(電動機共)	木工場 六六二平米			

海軍

(編 四 納)

0777

附圖



日字工場位置圖

佐々保地方復興局落成部

0779

別紙第二

化真物自動車調査書

佐世保地方復員局港務部

品名	台数	現所在	現在於ケル用途	使用年月	終了見込	記	事
化真物自動車 (ニッサン)	一	港務部	港務作業	昭和四十七年 夏ヲ西ニ至リ 至リ	場合	武裝還納 録記載	(終)

海軍

(納納)

0780

別紙

昭和五年二月十三日

佐賀県地方債発行局経理部会計課長

佐賀県地方債発行局総務部

振 郵 眞 殿

借用土地及家屋の件 通知

長崎縣（内務省）より借用中の首題の件迄の通知書

記

一、所在地 佐賀県山手町五〇八

二、土地の面積 五二九坪

三、建物 二棟 計、三〇〇坪

（後）

海軍

0781

堀部員

佐復第三七號

昭和二十二年二月十四日

佐世保地方復員局總務部長

熊本財務局長崎管材支部長

佐世保地方復員局使用施設の件照會

當局復員業務は今後尙一ヶ年を要する見込で現在使用中の左記施設も右任務完了迄引續き使用致したいから御承知願ひます
但し舊川棚突撃隊施設は本年三月末頃不米となる見込です

記

海軍

0782

使用施設名	所在地	用途
舊二十一航空廠工員宿舍	佐世保市大和町	總務部及人事課使用
舊佐世保工廠山手工員宿舍	佐世保市山手町	經理部使用
舊佐世保工廠早岐工員宿舍	佐世保市早岐町	補給部使用
舊佐世保軍需部日字火藥庫尼瀧倉庫	佐世保市日字町尼瀧	同 石
舊佐世保軍需部葦岡倉庫	佐世保市日字町葦岡	同 石
舊佐世保軍需部早岐棧橋	佐世保市早岐町	同 石

以上各倉庫
假設物

佐世保市
白南風
佐世保市
佐世保市
佐世保市
佐世保市

佐世保市
佐世保市
佐世保市
佐世保市
佐世保市
佐世保市

○ 笠船了練用施設

22. 2. 19 佐後馬屋 ↓ 長等號佐世保所倉

○ 長崎縣佐世保市木匠町七丁目 木造二階建宿舎

○ 同 22. 2. 21.

至佐世保了迄

件名参考 ↓

0784

物件處理委員會運用要領 ~~案~~ 佐世保地方復員局

一 委員會ノ設置目的

廢廳等ニ依リ不用トナツタ復員局保有物件ヲ部外ニ保藏又ハ拂下スル
コトニ關シ中大ニ於ケル物件處理委員會ト連絡ヲ採リ其ノ處理方針處
理要領ヲ審議シ兼習ヲ進メテ物件處理ノ適法且ツ有效ナル運用ニ貢獻
セシメントスルニ在ル。

二 委員會ノ構成

佐復達第一一二號ノ通り。(別紙)

幹事長及幹事ノ擔當事項ヲ左ノ通りトスル。

幹事長

全

般

幹事 (總務部) 委員會開催ニ關スル事務及特殊物件ニ關スル議定事項

補給部) 補給部保有物件ニ關スル議定事項

(經濟部) 補給部、修理部、材料及部品の管理

三 委員會ノ開催

局長

總務部長

總務課長

總務部員

佐世保運航第一一號 四二

昭和三年一月三十日

佐世保運航部長

復員片第二復員局長 殿

佐世保地方復員局長

補充課片舎火災の件報告

昭和三年十一月十九日當部補充課(在少津御旧川棚突撃

隊跡)片舎一棟火災全焼跡了した状況別冊通し報告

片舎

別冊添

終

佐世保運航部
22.2.19

(通調納)

0786

昭和二十二年一月二十九日

佐世保運輸部補充課長

佐世保運輸部長殿

補充課廳舎火災の件報告

昭和二十一年十二月二十九日當課廳舎一棟火災全焼
致しました状況別冊の通報致します

(別冊添)

(終)

0787

「カイレン」に依って附近外出中の課員も相次いで飯部し部外からも燃え防園
（カソリン）棚筒一白 手押棚筒三台）が東援逐次防火作業は加入して極力
消火に努めたが「バラック」の為火の廻りが極めて迅速であったのに加入當日の七一〇の
ら「五」の逆停電であった為配水池の貯水減少して水道の水压低く又高台
である為水以外外の水利も不良の為注水思ふに任せず火勢は建物中
央の防火壁とも屋根傳ひて突破して遂に全棟に延焼一九三〇燬全焼。
鎮火した

此の間関係員の活動に依り防火壁が短時間ながら火勢を停止した約是
と相俟て建物西半部と在った現金書類物件等は完全に撤出を了して
被害を免れたが東半部は火災発見後概ね五分間を出がずして煙充滿、閉
無と火焰の覆ふところとなった為所在物件を撤出す暇無く大半を焼失した
補完課長は當日川棚町の自宅に外出中であつたが「カイレン」に依って事故生起
を知り急遽飯部し一九一五頃現場着爾後作業の直接指揮に當りし。

二、火災直後の處置

(1) 関係の向に報告連絡すると共に當夜徹宵現場を中心として構内の警戒を實施して事故の再發と物件の散逸を防止した。

尚火災の原因損害の調査に着手すると共に課の業務を流帶させなむ爲差當り事務の態勢を再整備することと並行して鎮火と同時に廳舎移転の準備を開始した。

(2) 事故の翌三十日天明を待って廳舎を集會所(元突撃隊第三廳舎)に移転し取敢へず業務を開始し事務関係の機能を回復すると共に急速新廳舎設備の整備に努め翌々三十一日を以て完了した。

三、原因(附四第三第四第五参照)

當課に於ける調査の外所轄警察署に於ても約十日間に亘り綿密な調査を行ったがその結果推定的に次の如く結論せられたる。
この放火はなほ失火であることは確實である。

火災の一般的状況から見て放火を主張する様な兆候は全然認められず、又放火の図を成す様な事情も存在しない。

④ 普通の火気が失火の原因でなかつたことは確實である。

火元と目される主任附室には「ストーブ」火鉢等の火気は課の規定に於て使用を許可してゐらず又事實使用してゐなかつた。

「マッチ」煙草の吸から等も同室には火災前約四時間出入者無く空室であつた点から推してこれらが原因となる公算はない。

以上の事實は同室使用者の陳述及び掃除の爲平素同室に出入する給仕の証言によつて確認される。

尚同室使用者は機関科長附二級事務官中島正雄内務主任附二級事務官

官 銅 貢 電機主任附二級事務官 藤田宣司の三名であるが當日二

在部したのは中島事務官のみであつた。

⑤ 従つて原因は電路に基因するものであることは略確實である。そして此の前提に基いて同室の電気関係装置と就き原因となるべきものを検討した結果

は次の通りである。

一 電熱器によるものでないことは明白である。室内に制式「キ」電氣暖房器が置かれていたがこれは病室用で火災前日電機主任が正式手續の上補給部から受け込んで自室内に置いたものであつて未だ包装の儘である。右の外室内に正式假製の如何を問はず電熱器の無かつたことは関係者の陳述並に火災現場の事後調査によつて確認される。

二 一般電路は相當老朽ではなかつたがその為所謂漏電を招いたとは認め難い。三 室内に煙草火附用の電氣「マッチ」が装備されてあつたが此の電路の漏電が次の如き理由から原因として最も有力と認められる。

の電路の状況

附図第四第五の通りであるが特にその電纜として相當老朽の故柄に接点である電話線を使用し余剰部分をわがねであつた異抵抗として三本の電球（一〇〇ワット六〇ワット）四〇ワットを電路中に挿入し此の抵抗を

經た後電路を分岐させて隣室である廳舎係室の電氣「マツチ」と該所のものと兩者に接續してあったことが指摘される。

電源は廳舎内の「ラヂオ」電氣「マイロン」等に主用した一〇〇「ボルト」である。

その接續法は分配端子板（「ヒューズ」装備）して行はれ正當であった。

(2) 電路に關聯した室内の状況

室内の電氣「マツチ」は北側木製机の上方、廳舎係室の「マツチ」は木製衣櫃台の柱に吊り下げられてあったが兩者共自然に可燃物に接觸する懸念はなかつた。

余剰電線まわがねた附近には電氣主任附が課内の回収して若干の廢電線及小出しの電線箱等があった。

抵抗用電線中一柄（製造會社の「マーク」のつた保護用覆を附した）は、あつたは机の左手前、他の二柄は机の右内側、余剰電線の束となつてあつた。室内には前述の廢電線電線箱の外電路補修用等

0793

具及少量の材料を本電局に近く置かれたりした（此の種器具及材料も室内に置かれた理由は倉庫以外の場所では頻々として盗難の傾向があり且電氣倉庫は相當遠距離である爲電氣主任附が日常所要のものも自室に置くことものである）

(3) 火災後判明した事實

廳舎係室の電氣「マツチ」の接断器は從來稀に故障して押ボタを離した後も（断）の状態に留らぬことがあった而して從來その状況は隣室の抵抗用電球の点灯によつて解り接断器の不具合も簡單に復旧する程度であった。火災發見に先だつて當時放送聴取中の第一職員室の「ラヂオ」受信機が突然「ガアーガアー」といふ異音を發し同系統の電路に何等かの故障があることが推察された。

以上の諸点と當日の七一。か。一七五。迄停電であった事實とを綜合考察する時次の如く推測される。

即當日停電直前或は停電中(停電に気がつかず)廳舎係室の電氣「マツ」の接断器を押しその際偶不具合の爲(断)の状態となつてゐなかつたことと氣づかなかつた(廳舎係室の「マツ」は平素多数の者に利用されてゐた)も数回何人かによつて押「ボタン」を押されたことが想像に難くない)その後一七五の送電された場合兩室共無人であつてその状況に気がつかず火災發生並電路に電流が通じ使用状態となつてゐたので電氣「マツ」回路中の五個の電球の接續部が接觸抵抗を持ち加熱され或は同時に火花を発生し電線被覆物を引火するに至つた(右接觸部が不完全であつたものと推測される)——(附図第五 ※参照)

此の際「マツ」受信機が異音を發した。尚此の接續部の附近に電線がわがねられてあつた爲相當の火勢となり附近の可燃物を燃えつくに至つた。右の想像の外抵抗用電球が約二三分間点灯の爲保護用覆の燃え出すことも一應注目されるがこれは同様の状況に於て数回實驗を試みた結果

その誤りなきことが判明した。

四以上各項の外には電路に關して發火の原因となり得るものは認められな
 結局するところ發火の現状を自撃した者無き物的証據も皆無であつて明確なる
 原因を確認することは困難であるが諸種の條件を綜合検討して電氣配線が管
 路の漏電が最も有力なる原因として推定される。

四 損害

イ 建物

名	稱	棟数	様式	建坪	價額
廳舎	(元川棚突轟隊 第一廳舎)	一	木造平家 見葺	二五二坪	五〇、四〇〇円

ロ 現金

一 官金

二 酒保現金

損害なし

ハ 物件

一 配給用日用品

附表第一

二 需品類

一 直接縣から借用の特殊物件

附表第二(一)

二 右以外の需品類

附表第二(二)

三 被服類

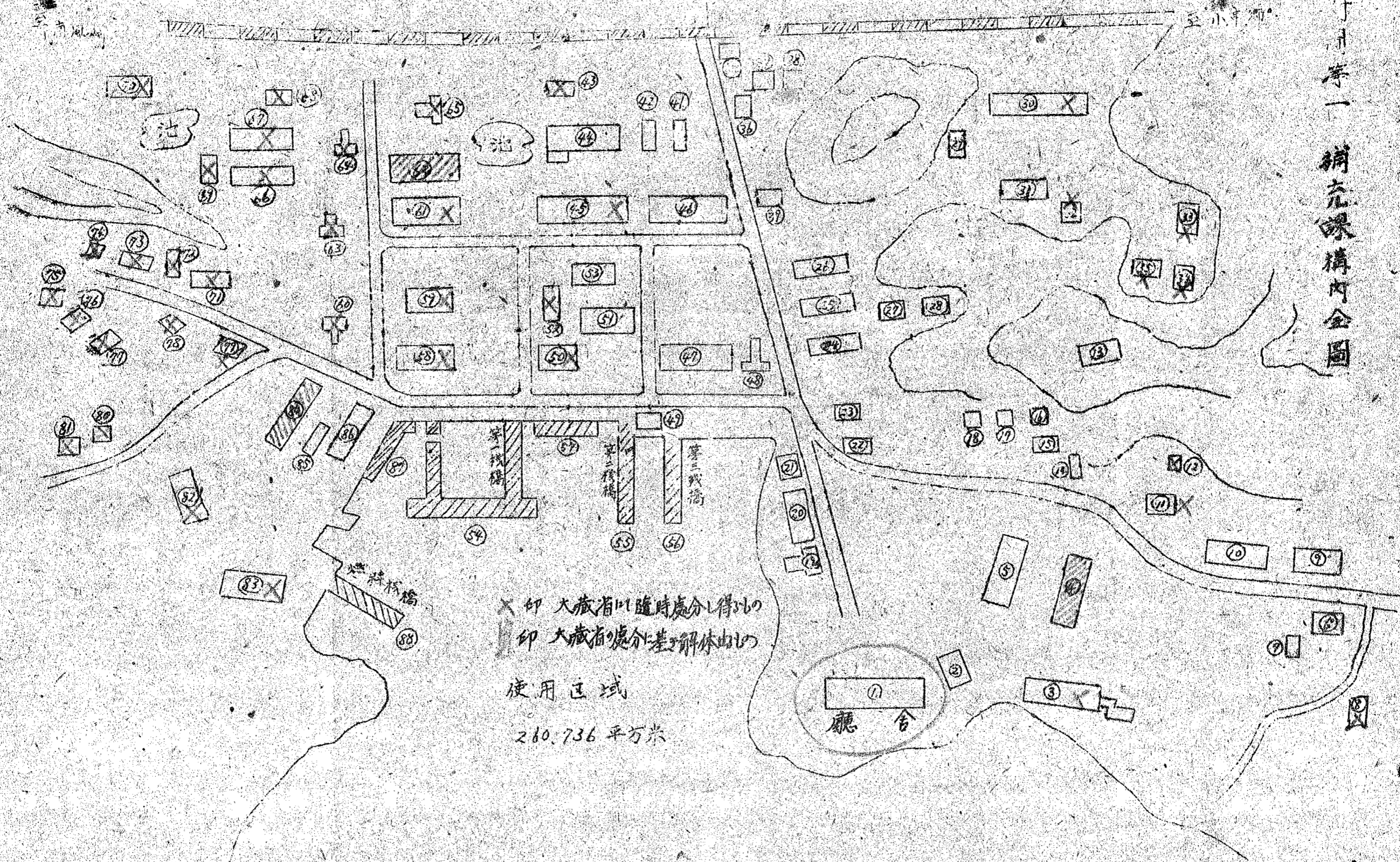
附表第三

四 私有品及其他

附表第四

(終)

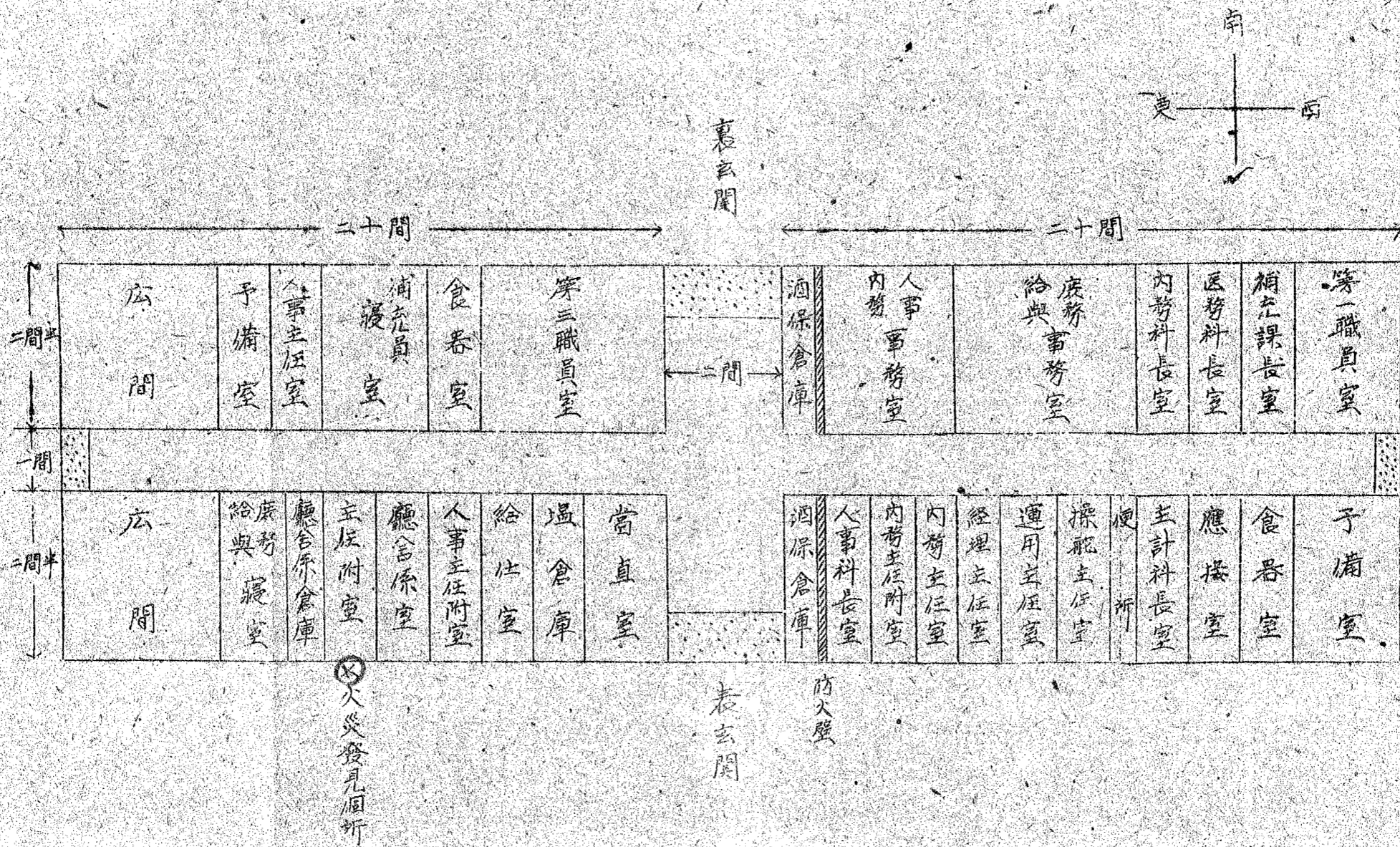
寺田第一 彌生遺構内全圖



X 印大藏省以隨時處分得36の
 印大藏省處分基ヲ解体由の
 使用区域
 260.736 平方米

0798

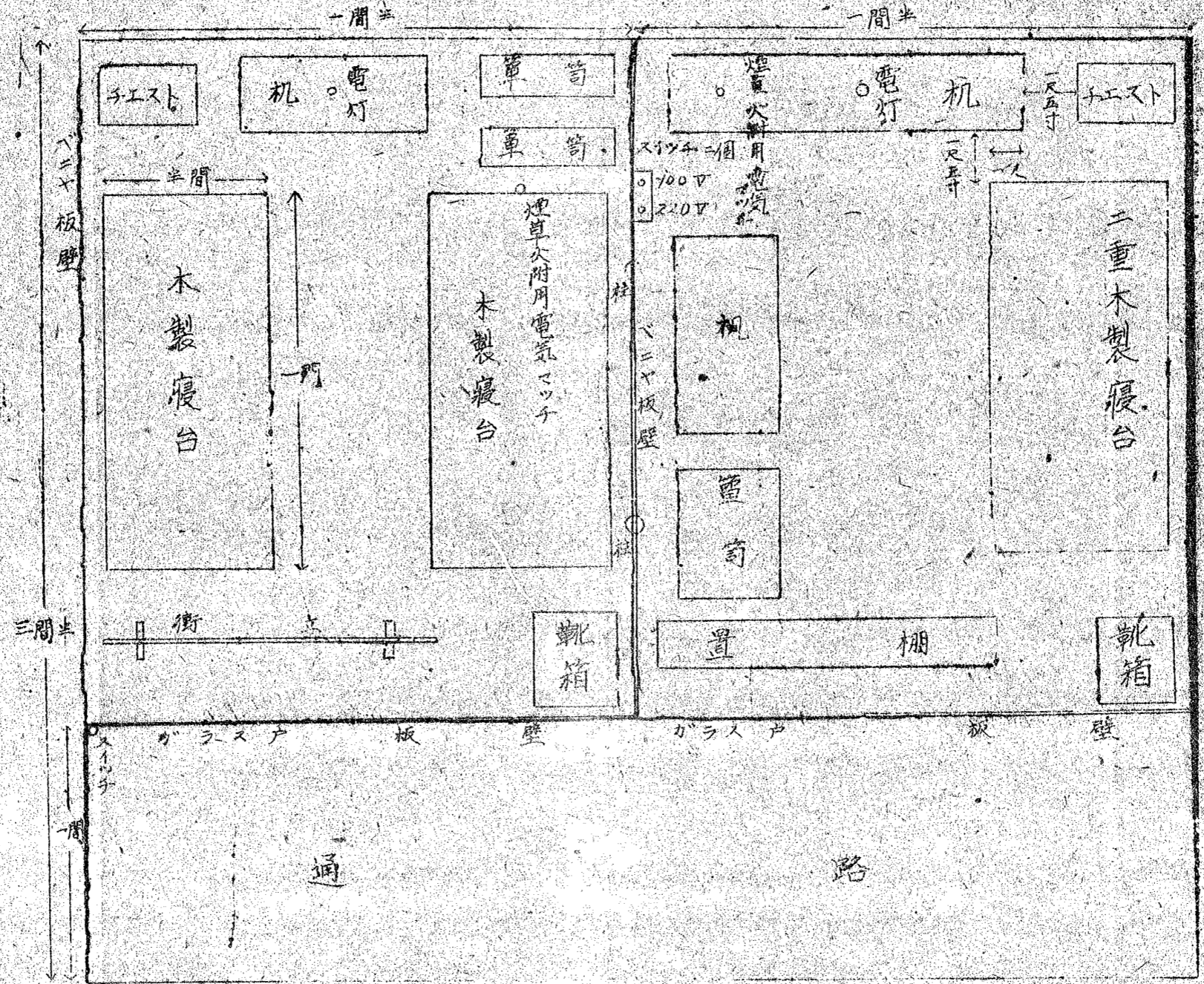
附圖第二 廳舎見取圖





寢舎係室

電主任付室
儀同科長附

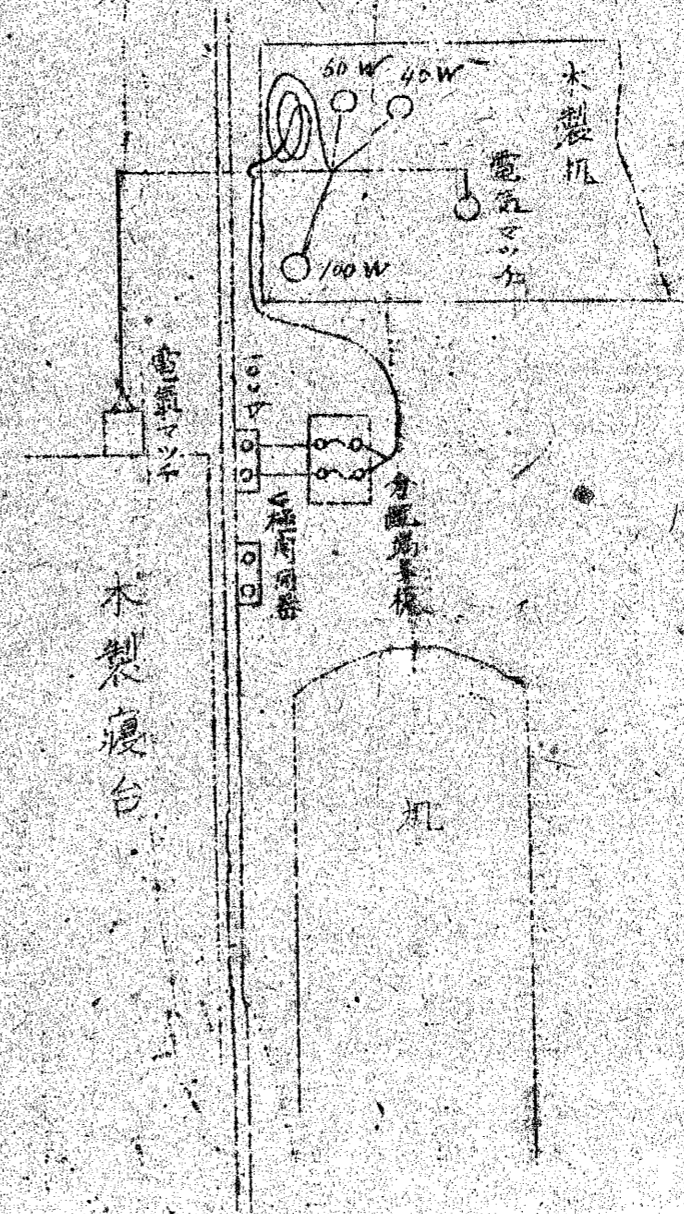


附圖第三

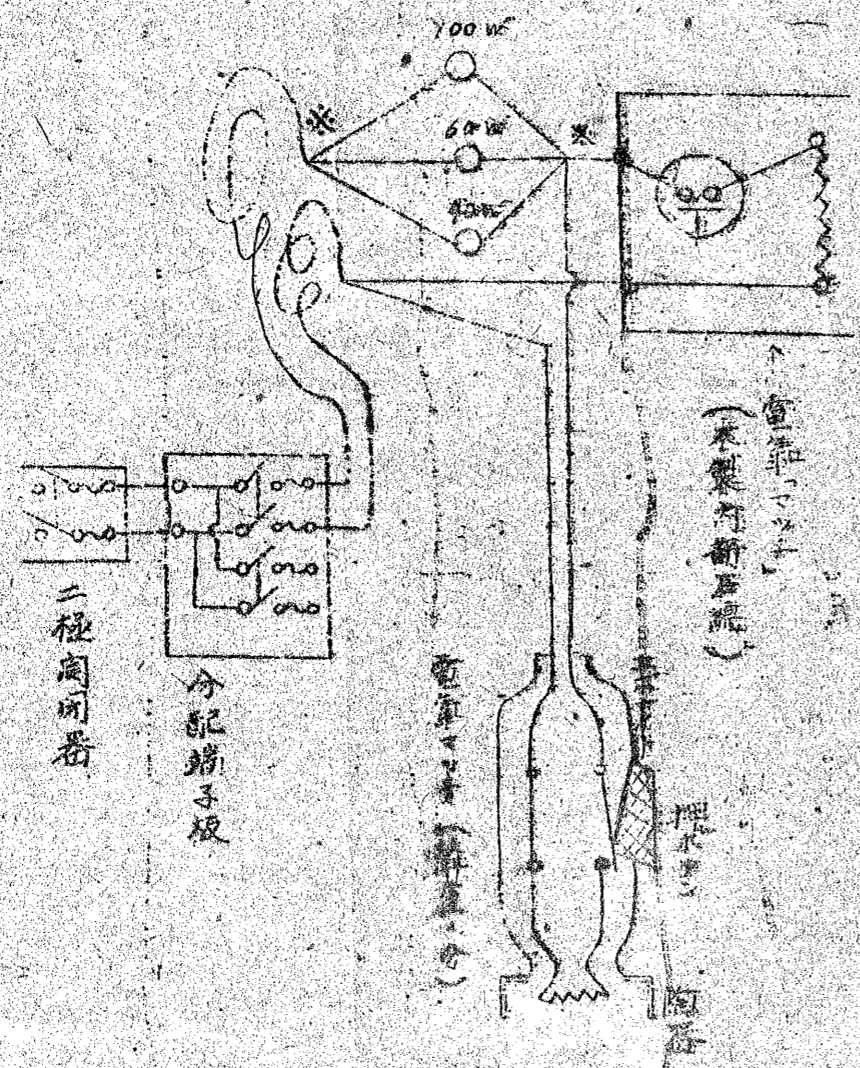
火災発生と目する主任付室正面圖

0800

附圖第四 電燈の配線



附圖第五 電燈の配線



附表第一

配給用日用品

品名	数	量	記事	品名	数	量	記事
清酒	升	二七〇		襦袢	枚	二二	
ウイスキー		一九四		靴	下	三一 二五	
麥酒	本	一六五		外	套	一〇	
金鶏		八四〇		略	服	一〇	
フライパン	袋	六九		面	石	八九 八	
ビスケット		一九二		日産	石	二二 五〇	
小菊		一六一		洗	石	五三	
シロップ	本	一〇		齒	袋	一八 八	
禪	枚	六三五		齒	個	三一 一	
和傘		八三〇		芥	紙	一七	
風呂敷		四〇〇		キビ	紙	九六 八	

0802

	ウイスキー 容器	空樽
		個
	一三	六
以 上		

0803

品名		数量	量記	高	品名	数量	量記
寝台	個	七	九	消火器	個	三	九
食卓	卓	二	四	衝立	卓	二	〇
食卓腰掛	卓	三	一	ナール角電燈	卓	一	五
事務用机	机	一	四	電話機	机	一	〇
椅子	椅	三	〇	蓄電池	池	一	五
洋筆筒	筒	三	三	電話交換機	機	一	五
箆筒	筒	二	二				
鏡板	板	六	六				
鏡付棚	棚	六	六				
箱	箱	一	〇				

附表等二

直接縣への借用、特殊物件

0804

附表第二(二) 直接縣カテ借出特殊物件以外高品類

品名	数稱	数量	記事	品名	数稱	数量	記事
卓上扇風機	白	三		擴聲器	個	一	
電氣暖房器	個	一		携帶電灯	個	三	
電氣鍋付鍋	個	二		ゴキ干袋	足	一	
絶縁試験器	個	一		直流電圧電流計	個	一	
檢電器筆	個	一		直流電圧計	3本	一	
正式一量受金	個	一		時計	個	一	
融飾灯用受金	個	八		蓄音機	個	一	
電話機	個	八	(内一個節便)	外衣	枚	五	
導通試験器	個	一		洗面器	個	二	
蓄電池	個	三		水枕	個	一	
各種電球	個	一五〇		直剪刀	個	四	

0805

兵食器	藥		配食器	出乃庖丁	薄乃庖丁	硯	算盤	金鹽	藥棚瓶	膿盤	耳用ピメント	ピメント
大	瓶	小	大	丁	丁		盤	鹽	瓶	盤		個
一	二	一	二	一	二	二	五	七	五	一	一	三
五	〇	六	五									
提	盆	湯	汗	飯	ザル小グラス	陸戰椅子	手洗鉢	膳寫版	硯箱			兵食器
大	乙	乙	甲	甲	ス	甲	鉢	版	箱	四	小	乙
												個
一	一	八	八	八	二	一	七	一	二	六	一	一
	〇	〇	〇	〇	四	〇				〇	一	一
											五	五

0806

煎鍋	洋鍋	寢台	土	汁碗	飯碗
小中	鍋	台			
一	中	丙	瓶	乙	乙
					個
				八	八
二	一	二	三	〇	〇

0807

附表第三 被服類

略	略	略	准士官以上略袴	准士官以上略衣	改造兵軍衣	下士官軍袴	下士官軍衣	下士官兵外套	乙号毛布	甲号毛布	綿布團	品名	稱呼	数量
帽	袴	衣	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	下士官兵襦袢	〃	数量
三九	五四	五三	四九	四七	二九	六七	三三	二九	六	三三六	一三五	下士官兵襦袢	〃	数量
下士官兵夏襦袢	作業服袴	作業服衣	作業手袋	航空作業靴	コソ長靴	略靴	編上靴	航空夏靴	雨衣	袴下	下士官兵襦袢	品名	稱呼	数量
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	組	〃	〃	〃	防暑帽	〃	数量
五	五	一三	一二	五	三〇	六九	五一	三	三〇	三九	一八二	防暑帽	〃	数量
旅行練習生夏衣	羊靴	寢台蚊帳	夏袴下	白シャツ	防暑服袴	防暑服衣	兵軍袴	兵軍衣	並蚊帳	前垂	防暑帽	品名	稱呼	数量
〃	組	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防暑帽	〃	数量
二	三	三	〃	三	一三	一三	二五	二五	二	六	五	防暑帽	〃	数量

編上靴	背廣着	雨衣	作業服	防着服	略服	飛行服	旧 下士官外套	二種軍蓑	旧 軍蓑	軍衣袴	品名	耐志第四
足	着	袴	・	・	着	・	枚	・	着	袴	数稱	私有品及其他
三	二	四	五	四	一五	一	一	一	一	五九	数量	
											記事	
ワイシャツ	カッターシャツ	合ニヤツ	開襟ニヤツ	夏ニヤツ	冬ニヤツ	革製長靴	地下足袋	略靴	ゴム長靴	半靴	品名	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	足	数稱	
一〇	二五	一	三	九	二六	一	一	七	六	二六	数量	
											記事	

0809

草 バンド	桐 巻	スリッ パ	敷 下	カ ラ	ホ ク タイ	防 暑 間 柄	略 帽	中 折 帽	布 團 覆	毛 布	夏 袴 下	毛 袴 下
個	個	個	足	個	個	個	個	個	個	個	個	枚
三	一	三	四 七	一 五	一 九	一 一	一 三	二	二	六	九	二
洋 剃	洗面 要 具	ラ イ オ 台	リ ソ ク サ ン ク	時 計	カ バ ン	ト ラ ン ク	丹 前	陸 軍 冬 軍 衣 袴	チ ヨ ツ キ	着 物	帯	反 物
個	組	台	個	個	個	個	枚	着	枚	枚	個	反
一	一	一	一	七	四	七	一	一	四	一	三	一

0810

現	印	貯	製
金	判	金	回
円	個	通	要
七 七 八 二	三	帳	具
		枚	組
		二	一

0811